

障がいを持つ学生への支援

◆「障がい学生支援委員会」を中心に障がいを持つ学生（障がい学生）の支援を検討・実施しています。

本学では、学生支援センター長を委員長とする常設の「障がい学生支援委員会」を設置し、障がい学生の修学の支援方法を検討する体制を整えています。

本学の取組

【1】 相談員の配置

- ・教務部・学生支援センターに担当職員を置き、日常学生生活における相談に随時対応

【2】 施設・設備に関する配慮

- ・ スロープ、点字ブロックの設置
- ・ 専用駐車スペースの整備
- ・ 多目的トイレの設置
- ・ 障がい者用休憩室の設置

【3】 授業などの支援

- ・ 定期試験における別室受験、座席配慮、試験時間の延長、問題用紙の拡大 など
- ・ 障がい学生の履修科目担当教員へ事前情報伝達や配慮の要請

【4】 障がい学生の自立支援

- ・ 資格講座受講に際し、教室・座席などの配慮を実施
- ・ 就職担当職員が個別にキャリア支援を実施